

○北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 平成19年3月1日条例第5号
最近改正 平成20年11月21日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第4項の規定に基づき、特別職に属する職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長

(報酬)

第3条 特別職の職員に対する報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行（広域連合の事務所への旅行を含む。）をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）第5条の規定による旅費の例による。ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、次のとおりとする。

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
3,000円	16,000円	13,000円

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19. 11. 22条例32）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20. 11. 21条例9）

この条例は、公布の日から施行する。